

小学6年生移動教室 運営業務内容説明書

1 対象校、予定学級数、参加予定者数（令和9年度）

下表のとおりとする。ただし、各数値は推計のため、校数を含めて変更の可能性がある。

	小学校名	学級	児童	引率	参加者計		小学校名	学級	児童	引率	参加者計
1	杉並第一	2	60	9	69	20	高井戸第二	4	126	11	137
2	杉並第二	5	142	12	154	21	高井戸第三	3	102	10	112
3	杉並第六	2	69	9	78	22	高井戸第四	3	74	10	84
4	杉並第七	2	66	9	75	23	松 庵	3	80	10	90
5	杉並第九	3	81	10	91	24	浜 田 山	5	145	12	157
6	杉並第十	3	72	10	82	25	富士見丘	3	81	10	91
7	西 田	5	154	12	166	26	大 宮	3	74	10	84
8	東 田	2	69	9	78	27	堀 之 内	3	86	10	96
9	馬 橋	3	85	10	95	28	和 田	3	79	10	89
10	桃井第一	5	144	12	156	29	方 南	4	112	11	123
11	桃井第二	3	94	10	104	30	済 美	2	69	9	78
12	桃井第三	2	51	9	60	31	八 成	3	88	10	98
13	桃井第四	3	89	10	99	32	三 谷	3	79	10	89
14	桃井第五	4	118	11	129	33	高井戸東	3	92	10	102
15	四 宮	4	124	11	135	34	久 我 山	3	88	10	98
16	荻 窪	4	112	11	123	35	天 沼	4	133	11	144
17	井 荻	3	92	10	102	36	永 福	3	102	10	112
18	沓 掛	3	100	10	110	37	新泉和泉	5	143	12	155
19	高 井 戸	4	131	11	142	38	高 円 寺	4	113	11	124
							合計	126	3719	392	4111

2 2泊3日の行程の手配

(1) 行程の概要

移動教室は1クラス1台の貸切バスで移動し、学校を初日の午前8時頃に出発し、3日目の午後5時頃に帰校すること。

(2) 実施時期（日程枠）

前期は5月第3週目から7月第2週目の間に、後期は9月第1週目から10月第4週目の間に、対象校全校が2泊3日で実施できる日程枠（土日祝日を除く）を確保すること。

(3) 実施場所（方面）の範囲

片道の移動時間が現在の実施場所（長野県白樺湖方面。区役所から宿泊施設まで3時間30分程度）を超えない実施場所とし、全校が同じ実施場所（方面）とすること。

なお、杉並区での他学年の移動教室実施場所も考慮すること。

<参考：令和6年度杉並区立小中学校移動教室概要>

学年（主な内容）	実施場所
小学5年生移動教室（登山、樹海散策、クラフト体験、ほうとう作り、施設見学など）	山梨県山中湖・河口湖方面
小学6年生移動教室（登山、スコアオリエンテーリング、飯盒炊爨、牧場体験、クラフト体験など）	長野県白樺湖方面
中学1年生フレンドシップスクール（飯盒炊爨、スコアオリエンテーリングなど）	茨城県つくば方面、群馬県みなかみ方面 山梨県河口湖方面、山梨県八ヶ岳方面
中学2年生移動教室（スキー教室）	長野県菅平高原方面

（４） 宿泊施設

① 基本条件

ア 受託期間中、原則同じ施設を確保すること。

- ・利用する宿泊施設の数に3施設程度を上限とすること。
- ・1校が複数の宿泊施設に分宿することは不可とするが、1つの宿泊施設に対し杉並区立小学校が2校まで同宿することは可とする。

イ 教育旅行の受入れ実績が豊富であること。

ウ 火災や地震等の災害に備え、関連法令を遵守し点検や責任者の配置を行っていること。

② 利用形態における配慮事項

ア 1校での全館貸切が望ましい。

それが困難な場合は、同一フロア内に一般客や他の部屋が混同しないよう、フロア単位または棟単位での貸切ること。かつ、一般客等が学校の宿泊しているエリアを往来できないよう、動線に配慮すること。

イ 杉並区立小学校は全校共学であり、男女比は学校によって異なる。男女の部屋がフロアで分かれる等、配慮すること。

ウ 1つの宿泊施設で2校が合同で実施する場合は、2校間におけるフロアの使い方や部屋割、食堂の使用時間、大浴場の使用時間といった調整のとりまとめを受託者が行うこと。

③ 施設及び客室

ア 児童の客室は、定員が4名以上の部屋であること。

イ 引率者の客室のうち、引率責任者（校長又は副校長）及び看護師（1名）は個別の部屋とすること。

ウ 児童及び引率者の客室の他に、保健室を2部屋以上提供すること（2校合同の場合は、各学校毎に2部屋以上提供すること）。配慮が必要な児童の個室対応が必要となった場合には、対応ができるように工夫すること。

エ 全体集会が可能なホール・体育館又は会議室を提供すること。ただし、宿泊施設内が困難な場合は、施設外でも可とする。

オ 宿泊する学校が貸切利用できる大浴場があり（時間限定でも可）、規模及び貸切時間は、余裕を持って入浴が可能なものであること。

カ 配慮が必要な児童が利用できる小浴場（家族風呂等）があること。ただし、部屋風呂で代替可とする。

キ 杉並区の移動教室では、宿泊施設到着後に避難訓練の実施を義務付けている。避難訓練の実施を可とすることと、その際、館内放送設備の利用を可とすること。

ク 複数の宿を利用する場合、宿の設備や対応はなるべく同一とすることが望ましい。

④ 食事

ア 宿泊施設での食事の提供は、1日目の夕食及び2日目の朝食・昼食・夕食、3日目の朝食・昼食（1泊3食、計2泊6食）を基本とし、昼食はいずれも弁当とする。

イ 食事内容は参加児童（小学6年生）の年齢又は体格に応じた量及び質であること。

ウ アレルギー等の配慮が必要な児童がいる場合は、各学校及び保護者との連絡、調整及び確認を密に行うこととし、除去食、代替食の提供等を行うこと。

なお、複数の宿泊施設を利用する場合、アレルギーの対応内容については、全施設共通とすること。

エ 児童が持参する水筒の補充、ウォーターサーバーの設置等の手段により、滞在中の飲料（水または麦茶）を提供すること。

⑤ 宿泊枠の調整

受託者が宿泊施設の規模と学校の規模を照らし合わせ、貸切条件等を考慮したうえで、仮の割り当て（宿泊施設・日程）を行い、その内容を区に提示すること。

区は、各学校に提示し日程等が確定後、受託者に連絡するので、受託者は速やかに枠の確認を行い、結果を区に報告すること。

なお、区が仮の割当てを学校に提示し、学校間で日程等の調整を行うが、調整の結果、枠の増減等が必要となった場合は、受託者と区で協議を行う。

（5） 体験プログラム、施設見学等の手配

① 小学6年生移動教室の目的に適した体験プログラムや施設見学等を確保すること。

なお、各学校が、複数の選択肢から各学校が選べるよう、メインプログラム（野外活動プログラム）、サブプログラム（施設見学、小物作成等）を準備すること。また、雨天の場合のプログラムを併せて準備すること。

② 複数の宿泊施設を利用場合は、宿泊施設によって選択できる体験プログラムに差が生じないこと。

③ 同じ日程枠で複数の学校が移動教室を実施することにより、体験プログラムや見学施設の予約枠の不足がないようにすること。

④ 杉並区の移動教室では、登山（ハイキング）、樹海散策等自然体験の実施に際して、「必ず現地案内人を配置すること。」という原則を設けている。本移動教室でも、この原則を踏襲すること。

⑤ 杉並区立小学校では、海や川といった水辺での校外学習において、「靴を濡らさないようにする（水に入らない）」という原則を設けている。本移動教室でも、この原則を踏襲すること。

⑥ 飯盒炊爨等、食を伴うプログラムについては、宿泊施設での食事の提供と同様にアレルギー対応を適切に行うこと。

- ⑦ 体験学習等は実施場所周辺のほか、学校から実施場所周辺へのバス移動が可能な場所での実施も可とする。
- ⑧ 体験学習の際に指導者が必要な場合は、適切な人数を配置すること。
- ⑨ 自然災害（落雷等）に対しても、避難場所等で安全が確保できる体験を提供すること。

2 貸切バスの確保

(1) 供給車両及び数量

- ① バスは1クラスにつき1台配車するものとする。
- ② 配車するバスは、公益社団法人日本バス協会会員、または同協会の実施する「貸切バス事業者安全性評価認定制度」に基づく認定を受けた事業者の所有する、大型正席45人乗り以上の冷暖房付・DVD等映像再生機器付きバスとする。なお、事業者については、過去3年以内に死者を生じるような重大な事故を起こしていないこと。
- ③ 配車するバスは、可能な限り学校単位で同一会社の同一車種で統一することとし、学校間でグレードの差が生じないようにすること。

なお、災害等天変地異や車両故障及びバス運行に関する関係法令への抵触を防ぐ場合等やむを得ない事情により、同一会社による配車が困難な場合は、区及び該当校の校長に了承を得た上で、供給会社を変更することができる。この場合においても、設備・座席配置等の規格について当初配車予定のものとは変更のない車両を配車すること。また、変更について担当教員等と十分調整をすること。

- ④ 供給する車両は、供給日の出発時に毎日、車内の清掃及びまた座席や手すりなどの消毒作業が完了し、良好な状態で参加対象者が乗車できるようにすること。
- ⑤ 配車するバスは、原則として低公害車（天然ガス車、九都県市指定・国土交通省指定のガソリン車・LPG車等）とすること。中でも、低燃費車（自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（平成16年国土交通省告示第61号）に基づき、同要領に定める基準に適合すると判定された車）の使用に努めること。都のディーゼル車規制に適合しない車両は使用しないこと。

なお、規制等に適合する自動車であることを確認するため、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又はその写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

- ⑥ 配車するバスは、車両停止時に窓を閉めた状態において、8分以内に車内換気が完了する換気能力を有すること。

(2) 乗務員の配置と役割

- ① バス乗務員は、1台につき運転手が1名乗車すること。
- ② バス乗務員は、バス運行の際の道順や、見学先、及び駐車場所等について事前に十分確認しておくとともに、乗務員同士で情報を共有し、号車によって齟齬のないようにすること。
- ③ バス乗務員は、4(1)の添乗員とともに各校の実施日当日の朝に学校の担当教員と必ず打合せを行い、行程やバス内レクリエーションの内容、サービスエリア等休憩地及び見学先における誘導・案内について情報共有及び確認をすること。

- ④ 移動教室は学校教育の一環であることから、常に言葉遣いや服装に注意を払い、児童の成長に合わせた適切な対応を取ること。

(3) 保険の加入

バスの運行に伴い発生した損害（第三者に及ぼした損害も含む。）を補償するため、供給するバスについて、対人損害賠償の補償額を無制限とした自動車保険（任意保険）に加入すること。
なお、対物損害賠償については、相応の額に加入すること。

(4) 再委託

バスの運行について再委託をする場合においても、2（1）から（3）の条件を満たすこと。
なお、再委託する際は、事前に区の承諾をうけること。

3 責任者等の配置

(1) 責任者の配置

本業務を遂行するに当たり、責任者を配置すること。

責任者は区及び各学校と連絡調整を行い、事業実施に向けての進行管理を行うこと。

また、実施期間中にトラブル（事故、バスの故障等）等が発生した際に速やかに対応できるよう、責任者に連絡が取れる体制を確保すること。

(2) 担当者の配置

当該事業を行うに足りる十分な人員を配置すること。

4 添乗員の配置・緊急対応

(1) 添乗の配置

各校の行程には添乗員を配置し、行程中の旅程管理、施設との調整、緊急時対応（急病人やけが人が出た場合、最寄りの医療機関までの送迎手配を含む）等を行うこと。

各校の学級数が3クラスまでは1名以上、4クラス以上の場合は2名以上を配置すること。
詳細については、区と受託者が協議の上決定する。

(2) 緊急対応

災害等の緊急事態が発生した際は、区、学校、宿泊施設及び体験学習施設等と連携のうえ、直ちに対応することとし、参加者の安全確保のため、速やかに待機場所や交通手段の手配をすること。また、有事の際に迅速な対応ができるような体制を組んでおくこととし、連絡体制について、事前に各学校及び区と打ち合わせておくこと。

5 学校や宿泊施設との調整等

(1) 学校との調整

受託者は、各学校を訪問し、事前に十分に事前打合せを行い、学校、受託事業者、添乗員及びバス乗務員の間で行程の認識に齟齬のないようにすること。

また、必要に応じて区への報告または協議を行うこと。

(2) 宿泊施設との調整

受託者は、区の移動教室での宿泊であることを、宿泊施設に十分に理解させるほか、当該業務

内容説明書に則り、円滑に事業が行われるよう、宿泊施設との調整を確実にすること。

6 その他

(1) 受託者候補者決定後の予約等の手続きについて

本プロポーザルにより選定された受託者候補者は、宿泊施設の予約の他、必要な調整を速やかに行うこととする。

なお、当該調整を行うに当たり、受託者候補者が区に対して、国土交通省が定める「標準旅行業約款」受注型企画旅行契約第6条に記載の申込書の提出を求める場合、区は受託者候補者と内容について協議の上、提出するものとする。

(2) キャンセル料

当初予定した期日に小学6年生移動教室の実施が困難となり、日程変更または中止とする場合のキャンセル料規定については、以下のとおりとする。

<表1> 参加人数の変更に伴うキャンセル料

キャンセル料発生日	キャンセル料率 (宿泊)	キャンセル料率 (体験プログラム・施設見学等)
出発日の3日前から2日前まで	20%以内	20%以内
出発日の前日	30%以内	30%以内
出発日当日	50%以内	50%以内

<表2> 日程の変更に伴うキャンセル料

キャンセル料発生日	キャンセル料率
出発日前日の正午から当日	対象校の契約金額分の50%以内

<表3> 中止に伴うキャンセル料

キャンセル料発生日	キャンセル料率
出発日の20日前から8日前	対象校の契約金額分の20%以内
出発日の7日前から2日前	対象校の契約金額分の30%以内
出発日の前日	対象校の契約金額分の50%以内
出発当日	対象校の契約金額分の100%以内

(特記事項)

- ① キャンセル料発生日については、土日、祝日を除いて、出発日から起算して遡るものとする。
なお、出発日とは、小学6年生移動教室の初日のことを指す。
- ② 対象校の契約金額分とは、キャンセル連絡時点での参加人数から算出する支払金額とする。
- ③ 委託者の都合によりキャンセルする場合のキャンセル料については上表のとおりとし、大雨等の天候による交通機関の運行不能、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第7号に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同8号に規定する指定感染症の流行、その他天災等の理由により日程を変更する場合は、委託者・受託者間で協議のうえ、決定することとする。

(3) 受託者候補者決定後の合同実地踏査及び試行実施について**① 合同実地踏査**

本プロポーザルによる委託業務とは別に、各学校の教員 1～2 名及び教育委員会事務局職員が参加する合同実地踏査を、小学 6 年生移動教室実施年度の 4 月に前期分、5 月に後期分を実施する。

状況に応じて、複数回を実施するものとし、実施日程は別途協議する。

② 試行実施

令和 9 年度から本格実施を想定しているが、安全面や運用等について全校で情報共有を図るため、令和 8 年度に 4～5 校程度で試行実施を行うことを基本とし、委託者・受託者間で協議のうえ決定することとする。

また、試行実施については、本プロポーザルにより選定された受託者候補者と別途業務委託契約を締結する。

なお、令和 8 年度の試行実施においてモニタリング（履行評価）を行い、その結果が適正な場合に、令和 9 年度に本業務の契約を締結することとする。契約の締結は年度ごとに行うものとするが、各年度とも、契約の締結及び業務委託料の決定は、区議会における予算の成立をその条件とする。

(4) 個人情報の保護

杉並区個人情報の保護に関する条例に基づき、本業務及び 6（3）で取り扱う情報に対して「個人情報にかかる外部委託特記仕様書」（別紙 6）を遵守し、個人情報の保護について最善の注意を払うこと。